

赤い羽根共同募金の配分申請について

山形県共同募金会山形市共同募金委員会では、令和2年度用途分の赤い羽根共同募金の配分申請を受け付けています。

※本会では山形市内の配分申請のみ受け付けています。

他市町村の方は各市町村の社会福祉協議会にお問い合わせください。

※介護保険制度に関わる事業（特別養護老人ホーム、老人デイサービス等）は配分の対象となりませんのでご注意ください。

1. 配分の概要

①地域在宅事業

(1)地域在宅福祉事業

配分額：総事業費の4分の3とし、30万円を上限とする。

対象：社会福祉法人・公益法人またはこれらに準じた民間組織団体

その他：公費の補助・委託または他の助成で行う事業等、配分金以外の収入によって実施できる事業は除く。

配分年限は3カ年を限度とする。

(2)赤い羽根「福祉の心」推進事業

配分額：総事業費の4分の3とし、6万円を上限とする。

対象：法人保育所において行う保育活動の中で「福祉の心」を育てることに関する事業

その他：配分年限は3カ年とする。

②福祉車両整備事業

配分額：総事業費の4分の3の額とし、150万円を限度とする。

対象：社会福祉法人・更生保護法人が経営する施設・団体
社会福祉事業を活動目的とするNPO法人

その他：1法人1台までとする。

同一の施設・団体には配分後3カ年は配分を行わない。

有償移送サービス事業は配分対象としない。

中古車は配分対象としない。

③障がい者小規模作業所支援事業

配分額：1 作業所当たり

利用者 5 人以上には 10 万円 (県内で 5 カ所まで)

利用者 16 人以上には 15 万円 (県内で 10 カ所まで)

対 象：授産用機器等備品の整備事業（社会福祉法人によるものは除く）

その他：作業に係る材料費・消耗品等や個人の所有物は配分対象外

10 回（平成 17 年度から配分を受けた回数と通算する）を超えて

配分を受けることはできない。

中古物品は配分対象としない。

④民間立学童保育所支援事業

配分額：1 学童保育所当たり

入所児童数 10 人以上には 10 万円 (県内で 15 カ所まで)

入所児童数 36 人以上には 15 万円 (県内で 40 カ所まで)

対 象：機器・遊具等備品の整備事業

その他：同一の民間立学童保育所には配分後 2 カ年は配分を行わない。

中古物品は配分対象としない。

上記①～④の詳細については、下記のご連絡先までお問い合わせください。

2. 締切 令和 2 年 1 月 1 6 日（月）

申請を希望する方は所定の様式にご記入の上、ご提出いただく必要がありますので、下記のご連絡先までご一報ください。

3. その他

- ① 配分の決定は令和3年4月上旬頃までに山形県共同募金会の配分委員会が行います。不承認となる場合もございますので予めご了承ください。
- ② 赤い羽根共同募金のことを詳しくお知りになりたい方は、ホームページがございますのでご参照ください。
アドレス：<http://www.akaihane.or.jp/>

【ご連絡先】

山形県共同募金会山形市共同募金委員会

(事務局：社会福祉法人山形市社会福祉協議会 総務係)

住所：〒990-0832 山形市城西町2-2-22

電話：645-9230 FAX：645-8015